●その他開発行為事案

③施設整備

時期	種別	根拠法令	概要	申請・届出が必要な条件	窓口	詳細ＵＲＬ	オンライン申請	チェック
事業着手前まで	許可	道路法（工作物の整備等）	道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合は、道路管理者の許可を受けなければならない。	道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合	各(総合)振興局建設管理部事業課 及び出張所	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/dk/kyoninkashinsei.html	可	□
事業着手前まで ※申請前に 事前協議が必要	許可	森林法（林地開発許可）	地域森林計画の対象となっている民有林において1haを超えて開発（土地の形質を変更する行為）する場合は、知事（権限移譲市町村については市町村長）の許可を受けなければならない。	地域森林計画対象民有林において、1haを超える開発行為（太陽光発電設備の設置以外）を行う場合	開発面積が20ha以上の場合は、 水産林務部林務局治山課森林保全係 開発面積が20ha未満の場合は、 各(総合)振興局産業振興部林務課 ※以下の市町村は市役所・役場 稚内市、北斗市、松前町、古平町、仁木町、苫前町、深川市、下川町、美瑛町、中頓別町	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/rin/rinkai.html	可	□
伐採前 ※実施する伐採の内容によって時期が異なる	許可 届出	森林法（保安林の伐採）	保安林に指定された森林（土地）の立木の伐採をする場合は、知事の許可等を受けなければならない。	保安林に指定された森林（土地）の立木の伐採をする場合	各(総合)振興局産業振興部林務課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/bassai_sagyo.html	可	□
土地の形質の変更等を行う前まで	許可	森林法（保安林の土地形質変更等）	保安林に指定された森林（土地）の土地の形質の変更等を行う場合は、知事の許可等を受けなければならない。	保安林に指定された森林（土地）の土地の形質の変更等をする場合	各(総合)振興局産業振興部林務課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/bassai_sagyo.html	可	□
開発行為を行う前まで	許可	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内において開発行為をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。	農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築）を行う場合。 　ただし、太陽光発電設備など、開発行為後の土地の用途が農用地等に該当しない場合は許可されない。 ※一部適用除外あり	各市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/csi/nousin/nousin_sochi.html	不可	□

●その他開発行為事案

③施設整備

時期	種別	根拠法令	概要	申請・届出が必要な条件	窓口	詳細ＵＲＬ	オンライン申請	チェック
転用行為に着手する前まで	許可 届出	農地法（農地転用）	農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。	自らが所有する農地を農地以外のものにする場合 ※市街化区域内の農地の場合は届出 ※一部適用除外あり	各市町村農業委員会 （農業委員会が設置されていない市町村は各市町村）	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/csi/tenyou/tenyou.html	不可	□
権利設定若しくは移転の前でかつ転用行為に着手する前まで	許可 届出	農地法（農地転用のための所有権移転）	農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について、所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は移転する場合には、都道府県知事等の許可を受けなければならない。	農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、所有権等の権利設定若しくは移転を行う場合 ※市街化区域内の農地又は採草放牧地の場合は届出 ※一部適用除外あり	各市町村農業委員会 （農業委員会が設置されていない市町村は各市町村）	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/csi/tenyou/tenyou.html	不可	□
工事着手前まで（申請前の事前協議及び審査期間を含めて許可後に着手）	許可	特定都市河川浸水被害対策法	特定都市河川流域で1,000m2以上の雨水浸透阻害行為を行う場合は、知事の許可を受けなければならない。	特定都市河川千歳川流域内の宅地等以外の土地で1,000m2以上の雨水浸透阻害行為を行う場合	建設部土木局河川砂防課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kss/163412.html	不可	□
採取を行おうとする日の60日前	認可	採石法	採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、採取計画を定め、岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。	岩石の採取を行おうとするとき	各(総合)振興局産業振興部 商工労働観光課 ※以下の市町村は市役所・役場 稚内市、北斗市、美唄市、東川町、 新ひだか町	https://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/70689.html	不可	□
工事着手の届出は60日前まで ※届出の前に要事前協議	届出 協議	文化財保護法（埋蔵文化財）	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事を行う場合は着工の60日前までに、北海道教育委員会教育長に届出をしなければならない。 また、必要に応じ事前に協議を行う。	次のいずれかに該当する場合 ・事業地に埋蔵文化財包蔵地が所在または隣接する ・市町村において、埋蔵文化財が発見される可能性がある土地として公開している区域に該当 ・事業計画区域の総面積が１ha以上	各市町村教育委員会	https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/jizenkyougi.html	不可	□

●その他開発行為事案

③施設整備

時期	種別	根拠法令	概要	申請・届出が必要な条件	窓口	詳細ＵＲＬ	オンライン申請	チェック
事前に	相談	文化財保護法（天然記念物）	地域を定めず指定された天然記念物が生息する地域での工事に際しては、あらかじめ天然記念物の保存に及ぼす影響について市町村教育委員会に相談し、助言を受ける。 ※保存に及ぼす影響が軽微であれば、工事の実施は差し支えない	地域を定めず指定された天然記念物が生息する地域で工事を実施する場合は必要に応じて相談	各市町村教育委員会	ー	不可	□
工事着手前まで（申請前の事前協議及び審査期間を含めて許可後に着手）	許可	都市計画法	建築物の建築等を目的として、一定規模以上の土地の区画形質の変更を行う場合、又は市街化調整区域に建築物を建築等する場合は、当該開発行為の着手前に知事の許可を受けなければならない。	建築物の建築等を目的として、次の面積以上の開発行為(土地の区画形質の変更)を行う場合 都市計画区域内　　：3,000㎡以上 準都市計画区域内　：3,000㎡以上 都市計画区域外 ・準都市計画区域外：1ha（10,000㎡）以上 市街化区域　　：1,000㎡以上 市街化調整区域　　：原則すべての開発行為	各(総合)振興局建設指導課 ※以下の市町村は市役所・役場 小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、苫小牧市、稚内市、江別市、士別市、名寄市、千歳市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、松前町、福島町、七飯町、森町、八雲町、長万部町、奥尻町、せたな町、島牧村、東神楽町、美瑛町、上富良野町、剣淵町、苫前町、白老町、厚真町、音更町、芽室町、幕別町、釧路町	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/osirase4.html	不可	□
事業着手前まで	許可	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内で開発行為等を行う場合は都道府県知事の許可を受けなければならない。	土砂災害特別警戒区域内で老人ホーム・病院などの要配慮者利用施設の建築や住宅宅地分譲などの用途で開発行為を行う場合	各(総合)振興局建設管理部事業課及び出張所	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sbs/dk/g-tetuduki.html	可	□

●その他開発行為事案

③施設整備

時期	種別	根拠法令	概要	申請・届出が必要な条件	窓口	詳細ＵＲＬ	オンライン申請	チェック
事業着手前まで	許可	海岸法（土砂採取、土地掘削等）	海岸保全区域内で土砂（砂を含む）を採取したり、土地の掘削、盛土、切土等の行為を行う場合は、海岸管理者の許可を受けなければならない。	海岸保全区域で、土砂（砂を含む）を採取したり、土地の掘削、盛土、切土等を行う場合	海岸保全区域が農地海岸の場合、 各（総合）振興局産業振興部調整課又は農村振興課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/a0002/b0003/	可	□
					海岸保全区域が漁港海岸の場合、 各（総合）振興局産業振興部水産課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/kannri/gyokou_kaiganho.html	可	
					海岸保全区域が建設海岸の場合、 各(総合)振興局建設管理部事業課 及び出張所	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/dk/g-tetuduki.html	可	
					※所管において区域に該当するかの確認が必要となりますので、申請が必要な場合は上記窓口までご連絡ください。			
事業着手前まで	許可	海岸法（工作物の設置等）	海岸管理者以外の者が海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、海岸管理者の許可を受けなければならない。	海岸保全区域及び一般公共海岸区域で工作物の設置等を行う場合	海岸保全区域が農地海岸の場合、 各（総合）振興局産業振興部調整課又は農村振興課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/a0002/b0003/	可	□
					海岸保全区域が漁港海岸の場合、 各（総合）振興局産業振興部水産課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/kannri/gyokou_kaiganho.html	可	
					海岸保全区域が建設海岸の場合、 各(総合)振興局建設管理部事業課 及び出張所	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/dk/g-tetuduki.html	可	
					※所管において区域に該当するかの確認が必要となりますので、申請が必要な場合は上記窓口までご連絡ください。			
事業着手前まで	許可	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内で工作物の設置等を行う場合は都道府県知事の許可を受けなければならない。	急傾斜地崩壊危険区域内で水のしん透を助長する行為、工作物等の設置及び立木竹の伐採等を行う場合	各(総合)振興局建設管理部事業課 及び出張所	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/dk/g-tetuduki.html	可	□
事業着手前まで	許可	河川法及び河川法施行条例	河川の流水や敷地の利用を行う場合は河川管理者の許可を受けなければならない。	（許可） 河川の流水・土地の占用、土石等の採取、河川敷地内での工作物の新築等、土地の掘削・盛土、竹木の流送、汚物の洗浄、土石のたい積などを行う場合	各(総合)振興局建設管理部事業課 及び出張所	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/kk/kasenn-top.html	可	□

●その他開発行為事案

③施設整備

時期	種別	根拠法令	概要	申請・届出が必要な条件	窓口	詳細ＵＲＬ	オンライン申請	チェック
事業着手前まで	許可	砂防法及び砂防法施行条例	砂防指定地内で工作物の設置等を行う場合は都道府県知事の許可を受けなければならない。	砂防指定地内で土地の掘削等、砂防設備に工作物を設置し継続して占用をする場合	各(総合)振興局建設管理部事業課及び出張所	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/dk/g-tetuduki.html	可	□
事業着手前まで	許可	漁港及び漁場の整備等に関する法律	漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用（公有水面の埋立てによる場合を除く。）をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。	漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用をしようとする場合	各（総合）振興局産業振興部水産課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/kannri/gyokou_gyokogyojoseibiho.html	可	□
事業着手前まで	承認	北海道漁港管理条例	漁港の区域内の陸域で知事が指定する区域（法第39条第１項の公共空地及び甲種漁港施設である土地を除く。）において、工作物の新築、改築若しくは増築、土砂の採取又は土地の掘削をしようとする者は、知事の承認を受けなければならない。	漁港の区域内の陸域において、工作物の新築、改築若しくは増築、土砂の採取又は土地の掘削をしようとする場合	各（総合）振興局産業振興部水産課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/kannri/gyokou_kanrijourei.html	可	□
事業着手前まで	許可	北海道漁港管理条例	甲種漁港施設（水域施設を除く。）を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し若しくは除去しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。	甲種漁港施設を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し若しくは除去しようとする場合	各（総合）振興局産業振興部水産課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/kannri/gyokou_kanrijourei.html	可	□
工事開始の30日前まで※各港湾管理者の管理条例による	許可	港湾法（工作物等の占用）	港湾区域等に工作物を建設等により占用する場合は、港湾管理者の許可を受けなければならない。	港湾区域内又は港湾区域に隣接する地域で港湾管理者が指定する区域内において、公共空地の占用等を行う場合	各港湾管理者（市、町、管理組合）	ー	不可	□

●その他開発行為事案

③施設整備

時期	種別	根拠法令	概要	申請・届出が必要な条件	窓口	詳細ＵＲＬ	オンライン申請	チェック
工事開始の60日前まで	届出	港湾法（外郭施設等の建設・改良）	当該行為に係る工事の開始の日の六十日前までに、 国土交通省令で定めるところにより、水域施設等の構造及び所在する水域の範囲その他国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。	港湾区域外の水域において外郭施設又は係留施設等を建設し、又は改良しようとする場合	北海道総合政策部航空港湾局航空課	ー	不可	□
工事開始の60日前まで	届出	港湾法 （臨港地区での水域施設等を建設）	臨港地区内に水域施設等を建設又は改良しようとする場合は、港湾管理者に届け出なければならない。	臨港地区内に水域施設等を建設し、又は改良しようとする場合	各港湾管理者（市、町、管理組合）	ー	不可	□
工事着手の30日前まで	届出	土壌汚染対策法	一定の規模以上の土地の形質の変更を行う場合、着手の 30 日前までに知事に届出なければならない。	3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合 （※法令に定める有害物質を使用していた施設が存在又は存在していた場合：900㎡以上で届出が必要）	環境生活部環境保全局循環型社会推進課 ※開発予定地が札幌市、函館市、旭川市の場合は市役所へ	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/dojo_osen_taisaku.html	不可	□
採取を行おうとする日の30日前	認可	砂利採取法	砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、採取計画を定め、砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。	砂利の採取を行おうとするとき	各(総合)振興局産業振興部 商工労働観光課 ※以下の市町村は市役所・役場 稚内市、北斗市、美唄市、東川町、	https://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/70689.html	不可	□
行為着手前まで	許可	北海道生物の多様性の保全等に関する条例 （管理区域内での建築物の新改築等）	生息地等保護区(知事が必要があると認めるとき、指定希少野生動植物種の保護のためその生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、分布状況及び生態その他その生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物種の保護のため重要と認められるもの)内の管理地区内（知事が指定する生息地等保護区の区域内で、指定希少野生動植物種の保護のため特に必要があると認める区域）の行為は知事の許可を得なければならない。	生息地等保護区内の管理地区域内で次の行為を行う場合 ・ 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 ・ 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。 ・ 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。 ・ 水面を埋め立て、又は干拓すること。 ・ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 ・ 木竹を伐採すること。等	環境生活部自然環境局自然環境課	指定する区域 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/tokutei/kishou/area/hidakasou.html	不可	□

●その他開発行為事案

③施設整備

時期	種別	根拠法令	概要	申請・届出が必要な条件	窓口	詳細ＵＲＬ	オンライン申請	チェック
行為の着手日から30日前（知事が期間を定めたときは、その期間前）まで。	届出	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（管理区域外での建築物の新改築等）	生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分（以下「監視地区」という。）の区域内において第66条第４項第１号から第５号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。	生息地等保護区域で管理地区域に属さない部分の区域内で次の行為を行う場合 ・ 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 ・ 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。 ・ 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。 ・ 水面を埋め立て、又は干拓すること。 ・ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。	環境生活部自然環境局自然環境課	指定する区域 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/tokutei/kishou/area/hidakasou.html	不可	□
行為実施前まで	許可	自然公園法（国定公園特別地域）	国定公園特別地域内で工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取、河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う場合は、知事の許可を受けなければならない。	国定公園特別地域内で工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取、河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う場合	各（総合）振興局保健環境部環境生活課 ※国立公園については、当該公園を所管する環境省地方環境事務所等までお問い合わせ願います。	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm	不可	□
行為実施前まで	許可	自然公園法（国定公園特別保護地区）	国定公園特別保護地区で工作物の設置、木竹の伐採・損傷・植栽、家畜の放牧などを行う場合は、知事の許可を受けなければならない。	国定公園特別保護地区で工作物の設置、木竹の伐採・損傷・植栽、家畜の放牧などを行う場合	各（総合）振興局保健環境部環境生活課 ※国立公園については、当該公園を所管する環境省地方環境事務所等までお問い合わせ願います。	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm	不可	□
行為実施前まで	許可	自然公園法（国定公園海域公園地区）	国定公園海域公園地区で工作物の設置、土石の採取、海面の埋め立て、海底の形状変更などを行う場合は、知事の許可を受けなければならない。	国定公園海域公園地区で工作物の設置、土石の採取、海面の埋め立て、海底の形状変更などを行う場合	各（総合）振興局保健環境部環境生活課 ※国立公園については、当該公園を所管する環境省地方環境事務所等までお問い合わせ願います。	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm	不可	□
行為着手の30日前まで	届出	自然公園法（国定公園普通地域）	国定公園普通地域内で一定基準を超える工作物の設置、土石の採取、特別地域内の河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う場合は、知事に届け出なければならない。	国定公園普通地域内で一定基準を超える工作物の設置、土石の採取、特別地域内の河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う場合	各（総合）振興局保健環境部環境生活課 ※国立公園については、当該公園を所管する環境省地方環境事務所等までお問い合わせ願います。	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm	不可	□
行為実施前まで	許可	北海道立自然公園条例（道立自然公園特別地域）	道立自然公園特別地域内で工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取、河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う場合は、知事の許可を受けなければならない。	道立自然公園公園特別地域内で工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取、河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う場合	各（総合）振興局保健環境部環境生活課 ※野幌森林公園については北海道博物館	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm	不可	□
行為着手の30日前まで	届出	北海道立自然公園条例（道立自然公園普通地域）	道立自然公園普通地域内で一定基準を超える工作物の設置、土石の採取、特別地域内の河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う場合は、知事に届け出なければならない。	道立自然公園普通地域内で一定基準を超える工作物の設置、土石の採取、特別地域内の河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う場合	各（総合）振興局保健環境部環境生活課 ※野幌森林公園については北海道博物館	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/kouen.htm	不可	□

●その他開発行為事案

③施設整備

時期	種別	根拠法令	概要	申請・届出が必要な条件	窓口	詳細ＵＲＬ	オンライン申請	チェック
行為実施前まで	許可	北海道自然環境等保全条例（道自然環境保全地域特別地区）	道自然環境保全地域の特別地区内で工作物の設置、土地の形質の変更、土石の採取、河川・湖沼の水量に増減を及ぼす行為、木竹の伐採などを行う場合は、知事の許可を受けなければならない。	道自然環境保全地域の特別地区内で工作物の設置、土地の形質の変更、土石の採取、河川・湖沼の水量に増減を及ぼす行為、木竹の伐採などを行う場合	各（総合）振興局保健環境部環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.html	不可	□
行為着手の30日前まで	届出	北海道自然環境等保全条例（道自然環境保全地域普通地区）	道自然環境保全地域の普通地区内で一定基準を超える工作物の設置、土地の形質の変更、土石の採取、特別地区内の河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、木竹の伐採などを行う場合は、知事に届け出なければならない。	道自然環境保全地域の普通地区内で一定基準を超える工作物の設置、土地の形質の変更、土石の採取、特別地区内の河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、木竹の伐採などを行う場合	各（総合）振興局保健環境部環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.html	不可	□
行為着手の30日前まで	届出	北海道自然環境等保全条例（環境緑地保護地区等）	環境緑地保護地区、自然景観保護地区、学術自然保護地区内で一定基準を超える工作物の設置、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採などを行う場合は、知事（市町村長に権限委譲）に届け出なければならない。	環境緑地保護地区、自然景観保護地区、学術自然保護地区内で一定基準を超える工作物の設置、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採などを行う場合	各市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.html	不可	□
行為実施前まで	届出	北海道自然環境等保全条例（記念保護樹木現状変更）	記念保護樹木の現状を変更する行為を行う場合は、知事（市町村長に権限委譲）に届け出なければならない。	記念保護樹木の現状を変更する行為を行う場合	各市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.html	不可	□
事業着手前まで ※事前審査あり	許可	北海道自然環境等保全条例（特定の開発行為：スキー場等）	１ha以上の１団の土地の形質の変更を伴うスキー場の建設、資材置場の造成、土石の採取などの特定の開発行為を行う場合は、知事の許可を受けなければならない。	形質の変更を伴う一団の土地の面積：1ha以上 特定の開発行為の種類：右記詳細URL参照	開発面積が20ha以上の場合は、 環境生活部環境保全局環境政策課 開発面積が20ha未満の場合は、 各（総合）振興局保健環境部環境生活課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/tokkai/tokkai.html	可	□
行為実施前まで	許可	自然環境保全法（自然環境保全地域特別地区）	自然環境保全地域の特別地区内で工作物の設置、土地の形質の変更、土石の採取、河川・湖沼の水量に増減を及ぼす行為、木竹の伐採などを行う場合は、環境大臣の許可を受けなければならない。	自然環境保全地域の特別地区内で工作物の設置、土地の形質の変更、土石の採取、河川・湖沼の水量に増減を及ぼす行為、木竹の伐採などを行う場合	各環境省地方環境事務所等	https://www.env.go.jp/nature/hozen/index.html	不可	□
行為着手の30日前まで	届出	自然環境保全法（自然環境保全地域普通地区）	自然環境保全地域の普通地区内で一定基準を超える工作物の設置、土地の形質の変更、土石の採取、特別地区内の河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為などを行う場合は、環境大臣に届け出なければならない。	自然環境保全地域の普通地区内で一定基準を超える工作物の設置、土地の形質の変更、土石の採取、特別地区内の河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為などを行う場合	各環境省地方環境事務所等	https://www.env.go.jp/nature/hozen/index.html	不可	□

●その他開発行為事案

③施設整備

時期	種別	根拠法令	概要	申請・届出が必要な条件	窓口	詳細ＵＲＬ	オンライン申請	チェック
事業着手前まで	許可	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において、法令に定められた行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	地すべり防止区域内で地下水の排除を阻害する行為、地表水のしん透を助長する行為、工作物等の設置等を行う場合	地すべり防止区域に農地・農業用施設が存する場合、 各（総合）振興局産業振興部調整課又は農村振興課	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/a0002/b0003/	可	□
					地すべり防止区域内に保安林が存する場合、 各(総合)振興局産業振興部林務課・森林室	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/144306.html		
					地すべり防止区域内に砂防指定地が存する場合、 各(総合)振興局建設管理部事業課及び出張所	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/dk/g-tetuduki.html		
					※所管において区域に該当するかの確認が必要となりますので、申請が必要な場合は上記窓口までご連絡ください。			
事業着手前まで	許可	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	北海道が指定する鳥獣保護区特別保護地区内で、一定規模以上の建築物その他の工作物を新築、改築、増設、水面の埋め立て、干拓、木竹の伐採等を行う場合は、許可を受けなければなりません。	北海道が指定する鳥獣保護区特別保護地区内で次の行為を行う場合 ・建築物その他の工作物の新築、改築、増設 ・水面の埋め立て、干拓 ・木竹の伐採 ・その他鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと	各（総合）振興局保健環境部環境生活課 ※国指定鳥獣保護区については、北海道地方環境事務所または釧路自然環境事務所までお問い合わせ願います。	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/120405.html	不可	□
着工予定日の30日前まで	届出	景観法	北海道景観計画に基づき、一定の規模を超える建築物・工作物の新築・増改築等を行う場合、着手の30日前までに知事に届け出なければならない。 景観行政団体である市町村において行為等を行う場合は景観行政団体の長に届け出なければならない。	【一般区域】 以下の行為について、北海道景観計画で定める規模を超えるとき ※届出規模：右記詳細URL参照 (1) 建築物の新築、増築、改築、又は移転 (2) (1)の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更 (3) 工作物の新築、増築、改築、又は移転 (4) (3)の規模を超える工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更 【広域景観形成推進地域】 以下の行為について、北海道景観計画で定める規模を超えるとき ※届出規模：右記詳細URL参照 (1) 建築物の新築、増築、改築、又は移転 (2) (1)の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更 (3) 工作物の新築、増築、改築、又は移転 (4) (3)の規模を超える工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更	各（総合）振興局建設指導課 ※以下の市町村は市役所・役場 札幌市、旭川市、函館市、東川町、清里町、美瑛町、平取町、小樽市、長沼町、当別町、黒松内町、釧路市、上富良野町、栗山町、北見市、東神楽町、中標津町、富良野市、伊達市、洞爺湖市、千歳市、弟子屈町、倶知安町、中富良野町、鶴居村、浜中町、赤井川村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikantodokede.html	可	□

●その他開発行為事案

③施設整備

時期	種別	根拠法令	概要	申請・届出が必要な条件	窓口	詳細ＵＲＬ	オンライン申請	チェック
設置工事を始める30日前まで	届出	騒音規制法 振動規制法 （特定施設の設置）	指定地域内に特定施設を設置しようとしている者は、当該施設の設置工事を開始する30日前までに、市町村の長に届け出なければならない。	指定地域（騒音規制法第３条第1項・振動規制法第３条第1項に基づき指定された地域） 特定施設（騒音規制法施行令別表第１・振動規制法施行令別表第１に掲げる施設）	各市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.html	市町村による	□
作業を始める7日前まで	届出	騒音規制法 振動規制法 （特定建設作業の実施）	指定地域内で特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者（元請人）は、当該建設作業の７日前までに市町村の長に届け出なければならない。	指定地域（騒音規制法第３条第1項・振動規制法第３条第1項に基づき指定された地域） 特定施設（騒音規制法施行令別表第２・振動音規制法施行令別表第２に掲げる作業）	各市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/tebiki-souon-shindou-akusyuu.html	市町村による	□
工事着手前まで	申請	建築基準法 （建築物、建築設備、工作物の確認申請）	（建築物） 一定規模以上の建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事等の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。 建築物の用途を変更して、建築基準法第6条第1項第1号の特殊建築物のいずれかとする場合（類似用途間を除く。）も建築主事等の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。 （建築設備・工作物） 法で指定された建築設備や工作物は、設置や築造前に建築主事等の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。	（建築物） ■対象建築物 一号建築物：特殊建築物（法別表第１（い）欄に掲げられる用途）で床面積の合計が200㎡を超えるもの 二号建築物：2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの（一号建築物を除く） 三号建築物：一号建築物又は二号建築物以外のもの ■対象行為 ・一号建築物又は二号建築物：建築（新築、増築、改築、移転）、大規模の修繕、大規模の模様替 ・三号建築物：建築 ※防火地域、準防火地域外の増築、改築、移転で10㎡以内の場合には確認申請手続き不要 ・建築物の用途を変更して1号建築物のいずれかとする場合 ■対象区域 一号建築物又は二号建築物：全地域 三号建築物：都市計画区域、準都市計画区域、準景観区域及び要確認指定区域 （建築設備・工作物） ■対象 建築基準法第88条、建築基準法施行令第138条に基づき指定された工作物 建築基準法第87条の4、建築基準法第146条に基づき指定された工作物 ■対象区域 全地域	各市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kijun/tetsuzuki.html	可	□
工事着手前まで	届出	建築基準法 （建築物の建築・除却に係る届出）	建築物を建築又は除却しようとする場合においては、建築主事等を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	■対象建築物・対象行為 当該建築物又は当該部分が10㎡を超える建築又は除却 ■対象区域 全地域	各市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/152891.html	可	□
確認済証の交付前まで	申請	建築物省エネ法 （建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律）	一定規模以上の建築確認を要する建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築物省エネ法における省エネ基準に適合するものであることについて、省エネ基準適合性判定（省エネ適判）の申請書を提出して登録省エネ適判機関等の確認を受け、省エネ適判通知書の交付を受けなければならない。	■対象建築物・対象行為 住宅・非住宅建築物の建築（新築、増築、改築、移転） ※防火地域、準防火地域外の増築、改築、移転で10㎡以内等の場合には省エネ基準適合不要 ■対象区域 一号建築物又は二号建築物：全地域 三号建築物：省エネ適判申請手続き不要（省エネ基準への適合は必要）	各市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/211455.html	可	□

●その他開発行為事案

③施設整備

時期	種別	根拠法令	概要	申請・届出が必要な条件	窓口	詳細ＵＲＬ	オンライン申請	チェック
確認済証の交付前まで	届出	浄化槽法	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者は、その設置または変更の計画について、都道府県知事及び（都道府県知事経由で）特定行政庁に届け出なければならない。	■対象建築物・対象行為 浄化槽によるし尿処理が必要な雑排水が発生する建築物 ■対象区域 下水道処理区域外	各市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/jokaso.html	可	□
確認済証の交付前まで	届出	バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）	特別特定建築物を建築（用途変更を含む）しようとする者は、建築主事等に届け出なければならない。	■対象建築物・対象行為 特別特定建築物：施行令5条の用途に供する、床面積の合計2000㎡以上の建築物 特定建築物：施行令4条の用途に供する建築物 ■対象区域 全地域	各市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/youshiki/index.html	可	□
屋外広告物を表示又は掲出しようとする前まで	許可	北海道屋外広告物条例	屋外広告物を表示または設置する場合は知事の許可を受けなければならない。	・屋外広告物の大きさや高さについては許可地域ごとに基準あり。 ・禁止地域、禁止広告物、また、原則として広告物を掲出できない物件あり。 ・申請が必要な規模：右記詳細URL参照	北海道（各（総合）振興局建設指導課） ※以下の許可事務等の権限移譲市町村 美唄市、奈井江町、島牧村、共和町、登別市、北斗市、松前町、森町、奥尻町、美瑛町、上富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府町、中川町、苫前町、稚内市、中頓別町、豊富町、利尻町、鹿追町、芽室町、白糠町 ※以下の市は市役所 札幌市、函館市、旭川市、小樽市、 北広島市の一部の区域（ボールパーク地区）	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/koukoku/kyoka.html	可	□
工事着手日の7日前まで	届出	建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）	特定建設資材を使用する一定規模以上の解体工事、新築・増築工事の工事着手の7日前までに、①解体する建築物等の構造、②新築工事等である場合においては使用する特定建設資材の種類、③工事着手の時期及び工程の概要、④分別解体等の計画、⑤解体工事である場合においては解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み等について、都道府県知事に届け出なければならない。	■対象行為（規模等） 特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からある建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が用いられている建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する建築物の新築工事等（修繕工事などを含む） 建築物の解体：床面積の合計80㎡以上 建築物の新築・増築：床面積の合計500㎡以上 建築物の修繕・模様替え（リフォーム）：請負代金1億円以上の工事 建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）：請負代金500万円以上の工事 ■対象区域 全地域	各市町村	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/risaikuru1.html	可	□
工事着手前まで	許可	消防法	指定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱う危険物製造所等を設置又は変更するときは、工事着工前に市町村長等に申請し、許可を受けなければならない。	・危険物を貯蔵又は取り扱う施設に該当する場合 ・指定可燃物を貯蔵又は取り扱う場合 ・消防活動阻害物質を貯蔵又は取り扱う場合 ※各市町村は地域の特性や実情に応じて、条例で追加の火災予防基準を定めている場合あり	各市町村	ー	市町村による	□